

市からの大切なお知らせ

「第2弾！弘前お米とくらし応援券」 不在で受け取れなかった皆さんへ

「第2弾！弘前お米とくらし応援券」は、3月16日までに対象者へゆうパックで発送しました。不在連絡票が投函された人で、郵便局の保管期限が過ぎた場合は、世帯主または世帯員が市役所窓口で受領することができます。

受領可能期間 令和7年12月26日(金)までの平日、午前8時30分～午後5時

※12月26日は正午で受け付けを締め切ります／やむを得ない理由で、配送により受領を希望する場合は、12月19日(金)の午後5時までに申請が必要です。

受領窓口 農政課農産係（市役所3階）

受領時に必要なもの 弘前お米とくらし応援券配布事業特別配布申請書（窓口に設置）、来庁する人の本人確認書類（免許証、マイナンバーカードなど公的機関



が発行したもので、顔写真があるものは1種類、ないものは2種類必要）

- ◎世帯主または世帯員以外が受領する場合は、委任状も必要です。
- ◎令和7年1月1日（基準日）以降に死亡した人の応援券を別世帯の人が受領する場合は、相続申立書、戸籍謄本の原本または写し（死亡日以降に取得し、相続人全員の続柄等の関係性を証するもの）が必要です。

受領方法に関する相談や上記に関する様式の入手方法の確認、応援券がまだ届いていない場合は、コールセンターに問い合わせるか、市ホームページでご確認ください。

問 第2弾！弘前お米とくらし応援券
配布事業コールセンター（☎0120-516-771、平日の午前9時～午後6時、年末年始は休み）



上下水道部 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

令和7年度に予定している公共下水道事業計画区域の見直しにより、汚水処理方法が下水道から合併処理浄化槽へ変更となる区域の対象者に、合併処理浄化槽の設置費の一部を補助します。

対象区域（市ホームページに掲載）において次の①～③のいずれかを実施する個人または法人

- ①くみ取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する
- ②設置済みの合併処理浄化槽を更新する
- ③新築の住宅に合併処理浄化槽を設置する

補助上限額

	設置費	撤去費・宅内配管工事費
住宅	39万円～154万8,000円	9万円～30万円
店舗等	39万円～66万円	

※浄化槽の大きさや工事の種別により補助額が異なります。

受付期間 4月1日(火)～11月28日(金)

※予算に達した時点で受け付け終了

問 上下水道部総務課（岩木庁舎2階、☎55-9660）



夜間・休日納税相談

問 収納課（市役所2階、☎40-7032、☎40-7033）

平日の日中に納税相談ができない人のために、夜間・休日に納税相談日を設けています。

夜間納税相談 4月21日(月)～25日(金)の午後5時～7時30分

休日納税相談 4月20日(日)・27日(日)の午前9時～午後4時

※さくらまつり期間は、市役所周辺や駐車場の混雑が予想されますのでご了承ください。

納期限までに納付できない事情がある人は、未納のままにせずご連絡ください。夜間・休日納税相談では、電話相談や、市税・国民健康保険料などの納付もできます。

特別な理由がなく納付や連絡がない場合は、滞納処分を執行することがあります。

市民意識アンケートを実施します。

市政や市民生活に対する市民の意識・意向を把握し、施策の企画・改善に活用するためのアンケートを実施します。今後の市政運営の重要な基礎資料として活用しますので、ご協力をお願いします。

調査期間 4月16日(水)～5月14日(水)

対 16歳以上の市民＝約2,600人

※住民基本台帳から無作為に抽出します。

調査方法 調査員が対象世帯を訪問し、アンケート用紙を配付します。回答はインターネットまたは調査員へ提出してください。

問 広聴広報課統計係（☎40-7016）

子育て支援制度の紹介

市では子育て世帯を支援するため、さまざまな行政サービスを提供しています。子育て世帯が抱える不安や心配をサポートする市の取り組みの一部を紹介します。



①こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

保育所などに通っていない子どもが、保育所や認定こども園などの施設を月10時間まで利用できます。

対 市内在住の0歳6カ月～満3歳未満で、認可保育所・認定こども園・企業主導型保育施設に在籍していない子ども

¥ 実施施設が設定した料金（1時間300円が上限）

※食事代など、別途費用がかかる場合があります。



②病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の小学生以下の子どもを一時的に保育します。

対 小学生以下（要事前登録）

¥ 日額1,000円(市外居住世帯2,000円)

※飲食物など、別途費用がかかります。



③一時預かり事業

緊急時や育児疲れなどのリフレッシュのために、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、保育所等で一時的に預かります。

対 未就学児

¥ 実施施設が設定した料金

※駅前こどもの広場（ヒロロ〈駅前町〉3階）は1時間あたり500円



④ショートステイ事業

やむを得ない事情で、一時的に子どもの世話ができない場合や、親子ともに緊急一時的な保護を必要とする場合に宿泊を伴った一時預かりを利用できます。

対 未就学児（利用条件あり）

※里親利用は18歳まで。

所 弘前乳児院（品川町）

¥ 日額2,400円（減免制度あり）



⑤トワイライトステイ事業

夜間や休日の一時預かりに対応します。

対 小学生以下（要事前登録）

所 児童家庭支援センター「太陽」（弘前愛成園に併設、豊原1丁目）

¥ (月)～(土)…1時間100円、(日)・(祝)…1時間200円

※食事希望の場合は1食350円が必要



各制度・事業の詳細や、その他の子育て支援事業は市ホームページでご確認ください。

問 こども家庭課

①～③…保育係（市役所1階、☎35-1131）

④・⑤…こども家庭センター子育て相談係（ヒロロ3階、☎40-3976）

石川地区複合施設

地域交流館あじさいがオープンします。



石川小学校および石川中学校に隣接する、石川地区の複合施設（石川公民館、石川出張所、石川児童館）の愛称が決定しました。

施設の愛称 地域交流館あじさい

愛称の考案者・考案理由

小田桐朋希さん（石川中学校2年）

「大仏公園のあじさいが石川地区のどの世代の住民にも親しまれていて、いろいろな世代の交流の場としてふさわしいと考えました。」

※地域交流館あじさいの利用開始までは、現在の場所での利用となります。

問 管財課（☎40-7111）

利用開始日（予定）

石川公民館、石川児童館…8月1日(金)

石川出張所…8月12日(火)